

# 感染対策指針（規程）

社会福祉法人 新宿あした会

新宿あした会は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## 1. 基本的な考え方（目的）

適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応策等を確立する。具体的には、感染対策マニュアル・業務継続計画（BCP）などのマニュアル・計画を策定し、新宿あした会における適正な感染対策に取り組む。

## 2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

### （1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。「感染対策委員会」の詳細については、組織規程に定める。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策マニュアル」を整備する。
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

### （2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等の発生後は、「感染拡大の防止」として、感染対策マニュアルに則り、防止策を実施する。
- ③ 感染事例等の発生後は、「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに必要な報告を行う。
- ④ 感染事例等の発生後は、所内、利用者家族への連絡をすみやかに行う。

<変更・廃止手続>

本指針の変更および廃止は、事業所連絡会議で討議の上、理事長が決裁する。

<附則>

本指針は、令和5年9月1日から適用する。